

岐阜大学学長  
森秀樹殿

2012年9月25日  
岐阜大学職員組合中央執行委員長  
伊藤昭

### 保育士の雇止め問題にかかる団体交渉の申し入れ

岐阜大学直営保育園（すこやか、ほほえみ）は、子育てをしながら岐阜大学で働く親にとっては貴重な施設であり、大学を取り巻く状況が困難さを増す中でも直営を維持していただいていること、経営陣の努力には感謝しています。また、私たちは、今後とも保育園が適切に運営され、多くの働く親たちの支えになってくれることを期待しています。

しかしながら、6時間パートの保育士2名が、今年度限りで契約の更新をしないとの通告を受けたとの組合への訴えがあり、事実関係の説明を求める質問(2012年8月22日付け)をさせていただきましたが、回答内容が十分に納得のいくものではなく、また文書での回答を頂けなかったため、かえって混乱を生じさせる結果になってしまいました。

その後、当該の保育士が園長に面会を求め契約を更新しない理由を書面で求めたところ、不要であるとして提供を拒否されました。私たちは、このことを非常に遺憾に思います。ご存じとは思いますが、契約の打ち切りに際しては、本人の請求があれば、その理由を文書で交付することが義務づけられています。また、その理由についても、一般に契約期間の満了とは別の理由が必要とされています。

以上のことから、労働組合ではこの問題の事実関係を明らかにするとともに、労使間で受け入れ可能な解決策を検討するための団体交渉を要求します。今回の問題は、労働組合員の労働条件の問題であり、早急に対応していただけない場合、こちらで把握している事実関係をもとに本件を公表するとともに、法廷闘争を含めた対応を検討せざるを得なくなります。もとより、法廷闘争は当事者双方にとって大変な負担となり、できれば避けたいものです。大学当局は早急に団体交渉に応じられるとともに、冷静な立場で双方の利益になる解決策を検討いただけるものと期待しています。

#### 要求事項：

- 保育士の雇止め問題に関して早急に労働組合と団体交渉を持つこと
- 遅くとも、10月1日までに、団体交渉のための事務折衝を行うこと

なお、上記要求が満たされない場合、外部機関への提訴等の行動をとる可能性があります。